

19 日玩協第 10 号  
平成 19 年 4 月 9 日

S T マーク許諾契約者各位

社団法人日本玩具協会  
会 長 戸 所 正 敏  
(会長印省略)

食品衛生法の玩具規制に伴う S T 2002 第 3 部改訂における  
「S T 第 3 部・材料試験報告書」の取扱いについて

皆様には、日頃、当協会の S T マーク事業の推進につきご協力を賜っておりますことに厚く御礼申し上げます。

さて、先般、当協会より「食品衛生法の玩具規制改正に伴う S T 2002 第 3 部改訂について」（平成 19 年 1 月 26 日付）を送付し、「過マンガン酸カリウム消費量」「蒸発残留物」「重金属」「カドミウム」「ヒ素」に関する食品衛生法の試験方法の変更に伴い、S T 2002 第 3 部化学的特性の試験方法を、本年 4 月 1 日より実施する旨をお知らせしております。

この件に関し、S T マーク使用許諾契約者より、「本年 2 月に受検し 4 月以降に適合判定のあった「S T 第 3 部・材料試験報告書」（改訂前の試験方法により検査を実施）は、本年 4 月 1 日以降に行う S T マーク適合検査申請の際に添付することはできるか（従来は 1 年間有効）」との照会がありました。

本件について、当協会の安全環境委員会・S T 判定会議（平成 19 年 3 月 13 日開催）にて検討の結果、当該検査項目は食品衛生法の試験項目と重複しており、食品衛生法の試験は本年 4 月 1 日より新しい試験方法で行われることになるため、実態上新しい試験方法によって安全確認がなされていることから、特段の問題はないとの判断により、S T 基準適合検査では 1 年間は有効との取扱いを踏襲しても、改訂前の試験方法により実施された「S T 第 3 部・材料試験報告書」についても、本年 4 月 1 日以降においても従前のお取り扱いを確認致しました。

つきましては、上記解釈・運用をもとに S T 基準適合検査を実施することと致しますので、宜しくお願い致します。

追伸

何かございましたら、当協会事務局（山口・中田 TEL03-3829-2513）までお問合せ願います。